

東京三弁護士会合同研修会 「成年後見実務の運用と諸問題」

2024年12月18日(水)、弁護士会館12階講堂にて、東京家庭裁判所後見センターの鈴木千帆裁判官、内田めぐみ裁判官及び上田真史裁判官をお招きし、Zoom併用で東京三弁護士会主催の研修会「成年後見実務の運用と諸問題」を実施した。講演内容は令和7年度から運用が開始される統一書式に関する説明を含み、今後の成年後見業務を行う上で極めて有用かつ重要な事項に関するものであるため、研修会に参加できなかった会員の方々にも情報を提供すべく、内容を抜粋して紹介する。文中の「スライド」を含む研修内容全文については、オアシスニュースとしてオアシスMLで配信及び会員サイトに掲載している。本誌ではページ数の制約から掲載できなかった定期報告及び報酬付与申立事情説明書の統一書式に関する説明も掲載されており、後見事務一般に関する東京三会会員からの質問に対する家庭裁判所の回答も掲載されているため、オアシスML及び会員サイトも是非ご確認ください。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

アクセスはこちらから

<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/koureisyougai/news/20241218.html>
東京弁護士会会員サイト>委員会・法律研究部>委員会>高齢者・障害者の権利に関する特別委員会



新たな報酬算定の在り方・ 統一書式について

スライド6

令和7年4月から運用が開始される後見等事務報告に係る統一書式（以下、単に「統一書式」という）に関し、①導入の経緯、②運用開始時期、③書式の主な改訂の内容について、お話をさせていただきます。

後見人等の報酬は、最終的に裁判官が個々の事案の事情に応じて判断するものであり、これから申し上げる検討の結果は個々の裁判官の判断を拘束するものではありませんが、報酬算定の在り方については、第一期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間中から、本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと等を踏まえ、後見人等の事務の内容や負担等に応じた報酬を算定すべきという方向性で全国の家庭裁判所での検討が重ねられてきました。

全国の家庭裁判所において共通の認識が得られた

点としては、①後見人等に期待される事務・役割や専門職後見人の専門性が特に評価されるべき場面の整理、②虐待対応や親族間紛争があるなど事務の負担の重い事件のイメージの共有、③身上保護事務の評価をする際に必要な視点、④報告の分量が過大になりすぎない範囲で身上保護に関する事情を報告することに向けた書式の整理が挙げられます。

一方、課題としては、①利用者にとっての予測可能性の確保、②報告事項の細分化、③財産僅少事案における報酬の確保が挙げられました。

そのような検討結果を踏まえ、報酬算定の在り方などについての方向性が具体化され、従前の在り方を維持すべき点と、変更すべき点が明らかになってきました。

従前の実務を維持すべき点として、財産の規模が事案の難易度に多かれ少なかれ影響する関係にあることから、資産額が基本報酬の考慮要素になるという点を抜本的に変えることは想定していません。

他方で、変えていくべき点としては、①後見人等

の身上保護事務に関する事情を適切に把握するための報告書式の変更、②身上保護事務の評価として、個々の法律行為等に着目して評価するのではなく、プロセス全体を見て評価していくという方針を取り入れていくこと、③財産管理事務の評価、例えば、⑦資産額が非常に高額である事案については、後見人等の事務の内容と負担等に応じた報酬額として、報酬額が従前より減額になることも考え得ることや、④専門性を適切に評価するという観点から、法テラスの代理援助立替基準を参考にする等して財産管理事務を評価すること、なお、事務の難易度や発揮された専門性が高いという場合には、法テラスの代理援助立替基準の相場よりも高額な算定がされる場合もあり得ること、④予測可能性の確保をすることの4点が示されました。

報酬算定のみならず、後見人等の身上保護に関する事情を適切に把握するという観点を踏まえつつ、裁判手続のデジタル化を見据え、報告書式を、この変更のタイミングで全国的に統一することとされました。

スライド7

このような経緯を踏まえて、全国的に統一された新たな報告書式が作成されましたが、この統一書式の運用開始時期については、令和7年4月から全国一斉での開始が予定されています。

東京家裁後見センターにおいても、現在、統一書式の運用開始に向けて周知等の準備作業中であり、予定どおり令和7年4月から運用を開始します。

統一書式自体は、御存知かもしれませんが、既に令和6年8月30日に最高裁ウェブサイトに掲載されています。最高裁ウェブサイトのトップ画面から、裁判手続案内、後見ポータルサイト、手続案内及び各種書式の順に辿っていただき、その中の「報告書式（令和7年4月以降）」というところに書式が掲載されています。

この書式の運用が開始される令和7年4月以降には、東京家裁の後見サイトにも統一書式を掲載する予定です。

一点、現段階でお願いしたいことは、統一書式は、

このとおり既に最高裁ウェブサイトに掲載されていますが、令和7年4月以降に家庭裁判所に提出する報告について新書式を使用していただきたいということです。

スライド8

次に、主な改訂の内容について、ポイントを絞ってみていきます。

まず、後見等事務報告書の初回報告についてですが、後見人等及び未成年後見人については、これまで、初回報告において、財産管理事務に関する報告のみを求めていたところ、新たな書式においては、身上保護事務に関する報告も併せて求めることとしました。

成年後見制度利用促進基本計画においては、第一期計画当時から身上保護や意思決定支援の側面をも重視した制度への運用改善が求められており、家庭裁判所においても、意思決定支援に対する理解が進むことや意思決定支援を踏まえた対応が期待され、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という）においても、その旨記載されています。

そこで、統一書式では、後見人等が民法858条の意思尊重義務・身上配慮義務を履行しているかという点に着目し、後見人等が、本人に対し、身上配慮義務を果たす前提として、本人の心身・生活状況や課題の把握等のために求められる本人や支援者との面談等の状況や、意思尊重義務を果たすために求められる本人の意思確認に関する事項を就任時からの報告対象としました。

これにより、後見人等が本人の心身・生活状況や課題、本人の意向を把握した上で今後の後見等事務を適正に行うことが期待でき、家庭裁判所としては、後見人等に対してこのような報告を求めること自体が、身上保護を疎かにしてはならないというメッセージになるものと考えています。

スライド9

初回報告書のひな形の抜粋を示します。

まず、「第2 後見等事務の方針について」という

項目の「1 本人の生活や財産（収支）についての今後の方針を記載してください。」という中で、「本人の生活状況」について、必要となる医療や福祉サービス、施設入所の予定などにつき、具体的な内容を記載することを求めるとともに、引き続きそのような方針が、「本人の意思に沿ったもの」であるかについて、5つの選択肢、具体的には、①本人の意思に沿っている、②本人の意思確認が困難なため推定した本人の意思に沿っている、③本人の意思が推定できないため、本人にとって最も良い方法を検討し判断した、④本人の意思及び推定と異なる判断をした、⑤その他、の中から選ぶようにしました。これは、成年後見制度利用促進基本計画を受けて立ち上げられた意思決定支援ワーキング・グループにより作成された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の内容を踏まえ、親族後見人にも分かりやすい表現になるように工夫して選択肢とされたものです。

その上で、どのように本人の意思を確認又は推定したのか、5つ目のその他の選択肢の具体的な内容、それぞれの選択肢を選択した理由などを記載してもらうこととしました。

例えば、初回報告書を提出するまでの間に、本人の意思確認が行えず、①から④のどれにも当てはまらないということもあるかもしれませんが、その場合には、第2の2項では⑤のその他の選択肢を選び、第2の3項で、その理由を明らかにしていただければ足りると考えています。

もっとも、例えば、後見人等から本人等との面談等を予定しているために初回報告書の提出期限を3日とか、あるいは1週間とか、延ばしてほしいといった要望があった場合には、初回報告書の提出期限を延長する場合もあると考えられますし、初回報告書が提出されたものの、本人の意思確認や本人等との面談等のみならず、財産調査・報告も未了である場合などには、当初の初回報告書提出後に本人の意思確認や本人等との面談等がされたときにはその旨の報告をしてもらうという考え方もあり得るものと考えております。いずれにしても、裁判官の判断で、事案に応じた柔軟な対応となるものと考えられます。

スライド10

引き続き、初回報告書ひな形の抜粋を示します。

「第3 本人の支援者について」において、本人の支援者についての情報を記載してもらうこととしました。このように支援者の記載をしていただくこととしたのは、第二期計画での後見人等が、チーム支援の一員として位置づけられていることにも鑑みてのことです。

スライド11

こちらは厚生労働省の「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」のうち権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージを示したものです。

第二期計画において実現が目指されている地域共生社会においては、後見人等には、後見人等だけでなく本人をサポートするだけでなく、本人を取り巻く権利擁護支援チームの一員として後見等事務を遂行していただくことが、本人の利益につながり、後見人等にとっても孤立することなく本人をサポートする態勢をとることができるという点で重要です。そのため、本人の支援者についての情報は、後見等事務の遂行に当たっても重要な情報になってくることと思います。

スライド10へ戻る

再び、初回報告書ひな形の抜粋を示します。

本人の支援者についての情報として、親族のみならず、医療、福祉、行政の関係者、具体的には、在宅時のケアマネジャーや相談支援事業者、入所・入院先の施設職員や病院関係者などの情報が記載できるようになっています。親族については、氏名及び本人との関係を記載することとされていますが、その他の関係者については、所属や肩書の記載で足り、氏名の記載は不要です。複数回答可能となっております。

次いで、「第4 本人や支援者との面談等の状況について」の報告も、複数回答可能となっております。一番下のチェックボックスの「 面談等を行っていない」にチェックを付けた場合には、ひな形にあり、面談等を行っていないことについての理由を記載いただければと思います。